
6 參考資料

6 参考資料

(※「3.2 自治基本条例の事例比較から」関連資料)

資料1：他自治体の条例制定状況調査結果（平成16年2月現在）

※上越地域合併協議会「第1回自治基本条例に関する小委員会」（平成16年1月15日）へ参考資料として提供

資料2：自治基本条例条文比較表

資料3：自治基本条例の構造と近隣13町村における取組みの例

※上越地域合併協議会「第2回自治基本条例に関する小委員会」（平成16年1月29日）への参考資料として提供

資料 1 : 他自治体の条例制定状況調査結果 その 1 (平成16年2月現在)

1 条例について		北海道	二七コ町	兵庫県 宝塚市	兵庫県 生野町	福島県 会津坂下町	埼玉県 鳩山町	東京都 清瀬市
条例名称	二七コ町まちづくり基本条例	宝塚市まちづくり基本条例	生野町まちづくり基本条例	会津坂下町まちづくり基本条例	鳩山町まちづくり基本条例	清瀬市まちづくり基本条例		
制定年月日(予定)	平成12年12月27日	平成13年12月25日	平成14年3月28日	平成14年12月16日	平成15年3月18日	平成15年9月27日		
施行年月日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成14年6月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日		
目的	二七コ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	ここに私たちが生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的権利を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。(前文(抄))	この条例は、町民、町及び議会の協働して取り組むまちづくりのための原則として取り組むまちづくりの方向性を明確にすることを目的とする。(第1条)	この条例は、本町の目指すまちづくりの理念を明らかにし、基本的な権利を尊重し、あつ町民を主体とした自治により、環境との共生のなかで活力に満ちた地域社会の形成を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とする。(第1条)		
目次	前文 第1条 目的 第2章 まちづくりの基本原則 第3章 情報共有の推進 第4章 まちづくりへの参加の推進 第5章 コミュニティ 第6章 町の役割と責務 第7章 まちづくりの協働過程 第8章 財政 第9章 評価 第10章 個人情報保護 第11章 行政手続 第12章 協働 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等 第14章 この条例の検討及び見直し 附則	前文 第1条 目的 第2章 まちづくりの基本理念 第3章 市の責務 第4章 市民の責務 第5章 職員の権利と責務 第6章 市民の権利と責務 第7章 情報共有 第8章 情報公開及び提供 第9章 個人情報保護 第10章 行政手続 第11章 協働 第12章 協働的な市政の推進 第13章 協働的な地方公共団体等との連携 第14章 総合計画等 第15章 行政評価 第16章 財政の仕組み 第17章 市民投票 第18章 条例の位置付け 附則	前文 第1章 まちづくりの基本原則 第2章 町民の権利と責務 第3章 町と議会の役割と責務 第4章 参画、協働の推進 第5章 参画、協働のまちづくりの推進 第6章 参画、協働のまちづくりの推進 第7章 参画、協働のまちづくりの推進 第8章 参画、協働のまちづくりの推進 第9章 参画、協働のまちづくりの推進 第10章 参画、協働のまちづくりの推進 第11章 参画、協働のまちづくりの推進 第12章 参画、協働のまちづくりの推進 第13章 参画、協働のまちづくりの推進 第14章 参画、協働のまちづくりの推進 第15章 参画、協働のまちづくりの推進 第16章 参画、協働のまちづくりの推進 第17章 参画、協働のまちづくりの推進 第18章 参画、協働のまちづくりの推進 第19章 参画、協働のまちづくりの推進 第20章 参画、協働のまちづくりの推進 第21章 参画、協働のまちづくりの推進 第22章 参画、協働のまちづくりの推進 第23章 参画、協働のまちづくりの推進 第24章 参画、協働のまちづくりの推進 第25章 参画、協働のまちづくりの推進 第26章 参画、協働のまちづくりの推進 第27章 参画、協働のまちづくりの推進 第28章 参画、協働のまちづくりの推進 第29章 参画、協働のまちづくりの推進 第30章 参画、協働のまちづくりの推進 第31章 参画、協働のまちづくりの推進 第32章 参画、協働のまちづくりの推進 第33章 参画、協働のまちづくりの推進 第34章 参画、協働のまちづくりの推進 第35章 参画、協働のまちづくりの推進 第36章 参画、協働のまちづくりの推進 第37章 参画、協働のまちづくりの推進 第38章 参画、協働のまちづくりの推進 第39章 参画、協働のまちづくりの推進 第40章 参画、協働のまちづくりの推進 第41章 参画、協働のまちづくりの推進 第42章 参画、協働のまちづくりの推進 第43章 参画、協働のまちづくりの推進 第44章 参画、協働のまちづくりの推進 第45章 参画、協働のまちづくりの推進 第46章 参画、協働のまちづくりの推進 第47章 参画、協働のまちづくりの推進 第48章 参画、協働のまちづくりの推進 第49章 参画、協働のまちづくりの推進 第50章 参画、協働のまちづくりの推進 第51章 参画、協働のまちづくりの推進 第52章 参画、協働のまちづくりの推進 第53章 参画、協働のまちづくりの推進 第54章 参画、協働のまちづくりの推進 第55章 参画、協働のまちづくりの推進 第56章 参画、協働のまちづくりの推進 第57章 参画、協働のまちづくりの推進 第58章 参画、協働のまちづくりの推進 第59章 参画、協働のまちづくりの推進 第60章 参画、協働のまちづくりの推進 第61章 参画、協働のまちづくりの推進 第62章 参画、協働のまちづくりの推進 第63章 参画、協働のまちづくりの推進 第64章 参画、協働のまちづくりの推進 第65章 参画、協働のまちづくりの推進 第66章 参画、協働のまちづくりの推進 第67章 参画、協働のまちづくりの推進 第68章 参画、協働のまちづくりの推進 第69章 参画、協働のまちづくりの推進 第70章 参画、協働のまちづくりの推進 第71章 参画、協働のまちづくりの推進 第72章 参画、協働のまちづくりの推進 第73章 参画、協働のまちづくりの推進 第74章 参画、協働のまちづくりの推進 第75章 参画、協働のまちづくりの推進 第76章 参画、協働のまちづくりの推進 第77章 参画、協働のまちづくりの推進 第78章 参画、協働のまちづくりの推進 第79章 参画、協働のまちづくりの推進 第80章 参画、協働のまちづくりの推進 第81章 参画、協働のまちづくりの推進 第82章 参画、協働のまちづくりの推進 第83章 参画、協働のまちづくりの推進 第84章 参画、協働のまちづくりの推進 第85章 参画、協働のまちづくりの推進 第86章 参画、協働のまちづくりの推進 第87章 参画、協働のまちづくりの推進 第88章 参画、協働のまちづくりの推進 第89章 参画、協働のまちづくりの推進 第90章 参画、協働のまちづくりの推進 第91章 参画、協働のまちづくりの推進 第92章 参画、協働のまちづくりの推進 第93章 参画、協働のまちづくりの推進 第94章 参画、協働のまちづくりの推進 第95章 参画、協働のまちづくりの推進 第96章 参画、協働のまちづくりの推進 第97章 参画、協働のまちづくりの推進 第98章 参画、協働のまちづくりの推進 第99章 参画、協働のまちづくりの推進 第100章 参画、協働のまちづくりの推進	前文 第1章 総則 第2章 総則 第3章 協働の推進 第4章 協働の推進 第5章 協働の推進 第6章 協働の推進 第7章 協働の推進 第8章 協働の推進 第9章 協働の推進 第10章 協働の推進 第11章 協働の推進 第12章 協働の推進 第13章 協働の推進 第14章 協働の推進 第15章 協働の推進 第16章 協働の推進 第17章 協働の推進 第18章 協働の推進 第19章 協働の推進 第20章 協働の推進 第21章 協働の推進 第22章 協働の推進 第23章 協働の推進 第24章 協働の推進 第25章 協働の推進 第26章 協働の推進 第27章 協働の推進 第28章 協働の推進 第29章 協働の推進 第30章 協働の推進 第31章 協働の推進 第32章 協働の推進 第33章 協働の推進 第34章 協働の推進 第35章 協働の推進 第36章 協働の推進 第37章 協働の推進 第38章 協働の推進 第39章 協働の推進 第40章 協働の推進 第41章 協働の推進 第42章 協働の推進 第43章 協働の推進 第44章 協働の推進 第45章 協働の推進 第46章 協働の推進 第47章 協働の推進 第48章 協働の推進 第49章 協働の推進 第50章 協働の推進 第51章 協働の推進 第52章 協働の推進 第53章 協働の推進 第54章 協働の推進 第55章 協働の推進 第56章 協働の推進 第57章 協働の推進 第58章 協働の推進 第59章 協働の推進 第60章 協働の推進 第61章 協働の推進 第62章 協働の推進 第63章 協働の推進 第64章 協働の推進 第65章 協働の推進 第66章 協働の推進 第67章 協働の推進 第68章 協働の推進 第69章 協働の推進 第70章 協働の推進 第71章 協働の推進 第72章 協働の推進 第73章 協働の推進 第74章 協働の推進 第75章 協働の推進 第76章 協働の推進 第77章 協働の推進 第78章 協働の推進 第79章 協働の推進 第80章 協働の推進 第81章 協働の推進 第82章 協働の推進 第83章 協働の推進 第84章 協働の推進 第85章 協働の推進 第86章 協働の推進 第87章 協働の推進 第88章 協働の推進 第89章 協働の推進 第90章 協働の推進 第91章 協働の推進 第92章 協働の推進 第93章 協働の推進 第94章 協働の推進 第95章 協働の推進 第96章 協働の推進 第97章 協働の推進 第98章 協働の推進 第99章 協働の推進 第100章 協働の推進	前文 第1章 総則 第2章 総則 第3章 協働の推進 第4章 協働の推進 第5章 協働の推進 第6章 協働の推進 第7章 協働の推進 第8章 協働の推進 第9章 協働の推進 第10章 協働の推進 第11章 協働の推進 第12章 協働の推進 第13章 協働の推進 第14章 協働の推進 第15章 協働の推進 第16章 協働の推進 第17章 協働の推進 第18章 協働の推進 第19章 協働の推進 第20章 協働の推進 第21章 協働の推進 第22章 協働の推進 第23章 協働の推進 第24章 協働の推進 第25章 協働の推進 第26章 協働の推進 第27章 協働の推進 第28章 協働の推進 第29章 協働の推進 第30章 協働の推進 第31章 協働の推進 第32章 協働の推進 第33章 協働の推進 第34章 協働の推進 第35章 協働の推進 第36章 協働の推進 第37章 協働の推進 第38章 協働の推進 第39章 協働の推進 第40章 協働の推進 第41章 協働の推進 第42章 協働の推進 第43章 協働の推進 第44章 協働の推進 第45章 協働の推進 第46章 協働の推進 第47章 協働の推進 第48章 協働の推進 第49章 協働の推進 第50章 協働の推進 第51章 協働の推進 第52章 協働の推進 第53章 協働の推進 第54章 協働の推進 第55章 協働の推進 第56章 協働の推進 第57章 協働の推進 第58章 協働の推進 第59章 協働の推進 第60章 協働の推進 第61章 協働の推進 第62章 協働の推進 第63章 協働の推進 第64章 協働の推進 第65章 協働の推進 第66章 協働の推進 第67章 協働の推進 第68章 協働の推進 第69章 協働の推進 第70章 協働の推進 第71章 協働の推進 第72章 協働の推進 第73章 協働の推進 第74章 協働の推進 第75章 協働の推進 第76章 協働の推進 第77章 協働の推進 第78章 協働の推進 第79章 協働の推進 第80章 協働の推進 第81章 協働の推進 第82章 協働の推進 第83章 協働の推進 第84章 協働の推進 第85章 協働の推進 第86章 協働の推進 第87章 協働の推進 第88章 協働の推進 第89章 協働の推進 第90章 協働の推進 第91章 協働の推進 第92章 協働の推進 第93章 協働の推進 第94章 協働の推進 第95章 協働の推進 第96章 協働の推進 第97章 協働の推進 第98章 協働の推進 第99章 協働の推進 第100章 協働の推進			
特徴	専門家を積極的に活用 ▼有識者の支援を積極活用	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加 ▼職員プロジェクト	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加
策定に要した期間	3年間	1年間	2年間	約1年半	約2年半	1年間		
検討会等名称	・特に検討委員会を設置せず ・まちづくり懇談会やまちづくり町民講座などにおける町民議論 ・自治体法務合同研究会に町職員が参加 ・広報広聴検討会議、管理職会議等で検討 ・町職員による検討チームで条例草案を 検討	・住民参加のまちづくり懇談会(H12) ・まちづくり基本条例検討委員会(H13)	・会津坂下町まちづくり委員会(協働の「しくみ」づくり)部会と庁内検討委員会との協働による	・住民参加のまちづくり懇談会(協働の「しくみ」づくり)部会と庁内検討委員会との協働による	・会津坂下町まちづくり委員会(協働の「しくみ」づくり)部会と庁内検討委員会との協働による	・まちづくり基本条例策定委員会		
検討会等の発足年月日	なし	平成13年4月21日	平成13年7月11日	平成13年4月	平成13年10月10日	平成13年8月		
委員数	なし	14人	――	11人	10人	15人		
委員内訳(学識経験者、行政、公募市民等)	なし	・委員14人のうち公募市民4人	・住民、職員ともに公募による委員構成	・住民からの公募 ・まちづくり委員会全体50人のうち、しくみづくり部会約10人	・員職を有するもの7人(議会選出等)、公募3人(地区代表住民)			

	北海道 二セコ町	兵庫県 宝塚市	兵庫県 生野町	福島県 会津坂下町	埼玉県 鳩山町	東京都 清瀬市
会の構成(分科会等)	なし	・検討委員会のみ	・ワーキングショップなどを通じて議論を積み重ね、条例案をとりまとめる	---	---	---
会の開催状況	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・H13.4 第1回委員会 ・H13.5.5～6 第2回～第4回委員会(まちづくり基本条例制定の方向性と条例案の制定に関するワーキングショップの考え方を整理等について) ・H13.5.9 第5回～第7回委員会(まちづくり基本条例案及び市民参加条例案の案について) ・H13.9 報告書提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・H12 「住民参加のまちづくり推進懇話会」設置(地域づくり生野熟まちづくり委員会、地域担当職員、その他市民を交えてワーキングショップ方式でこれまでのまちづくりを検証) ・H13 「まちづくり基本条例検討委員会」設置(住民・職員、公募委員で業案件作成) ・H13 「動く町長室」で町民に周知しながら意見集約を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ▼10回開催(平成13年7月～平成14年2月) ・H12 「住民参加のまちづくり推進懇話会」設置(地域づくり生野熟まちづくり委員会、地域担当職員、その他市民を交えてワーキングショップ方式でこれまでのまちづくりを検証) ・H13 「まちづくり基本条例検討委員会」設置(住民・職員、公募委員で業案件作成) ・H13 「動く町長室」で町民に周知しながら意見集約を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ▼14回開催(平成13年10月～平成15年2月) ・H11.3 まちづくりへの住民参加の推進に関する提言(鳩山町まちづくり懇話会)を受け検討開始 ・H13.10～H14.1 懇話会第1回会議～第4回会議(「まちづくりの理念」に関する条例)検討 ・H14.2～H15.1 懇話会第5回会議～第14回会議(「まちづくり基本条例案」の検討) ・H15.2 検討結果報告書を町長に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・H12 「清瀬市長府総合計画」に市民参加や協働のまちづくりが位置付けられる ・H13.6 これを基に「まちづくり基本条例案」を策定 ・H14.5 シンポジウム開催 ・H14.7 「清瀬市まちづくり基本条例案」を市長に答申
シンポジウム、フォーラム等の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを考えるシンポジウム、まちづくり町民講座にて議論(平成11、12年度) ・町民説明会の開催(平成12年度) ・地方自治土曜講座などに参加し意見交換(平成12年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい自治の創造～協働のまちづくり」をテーマとしてフォーラムを開催(平成13年9月30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例周知のため、「動く町長室」や職員研修などを通じ条例の周知を8回開催(平成14年1～2月) 	---	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の案を「広報はとやま8月号」で公表し、町民から意見募集。 	---
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治土曜講座など、町外のみまざまな場で説明・意見交換(平成12年度) ・ハブリックコメント ・平成12年12月、条例可決成立 ・予算についてまちづくり懇話会を開催 ・環境基本条例を策定(平成15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりワーキングショップ(構成員34人)を9回開催(平成13年6～9月) ・提言書提出(平成13年9月26日) ・市民参加条例を併せて制定(平成14年4月1日) 	---	---	---	---

(出所)担当者ヒアリングや各自治体ホームページ掲載の資料に基づき上越市創造行政研究所作成

資料 1 : 他自治体の条例制定状況調査結果 その 2 (平成16年2月現在)

1 条例について		石川県 羽咋市	東京都 杉並区	新潟県 柏崎市	新潟県 吉川町(現上越市)	兵庫県 伊丹市
条例名称	羽咋市まちづくり基本条例	杉並区自治基本条例	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	吉川町まちづくり基本条例	伊丹市まちづくり基本条例	
制定年月日(予定)	平成14年12月26日	平成14年12月3日	平成15年3月20日	平成15年3月24日	平成15年3月27日	
施行年月日	平成15年4月1日	平成15年5月1日	平成15年10月1日	平成15年10月1日	平成15年10月1日	
目的	この条例は、本市のまちづくりに関し、市民と市がそれぞれ役割や責任を自覚し、互いに協力してまちづくりを進めるための基本的な事項を定めることとを目的とする。(第1条)	杉並区における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者の間の基本原則並びに協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることとを目的とする。(第1条)	この条例は、わたしたち住民が住民自治の任い手として、議会や町とともまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることとを目的とします。(第1条)	この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主体となる市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)	
目次	前文 第1条 条例の目的 第2条 用語の定義 第3条 まちづくりの原則 第4条 情報公開の義務 第5条 個人情報保護の確保 第6条 説明責任 第7条 地域社会団体等との協働 第8条 広域連携の推進 第9条 市民の権利と義務 第10条 市長の役割と義務 第11条 職員の義務 第12条 議会の役割 第13条 総合計画等の策定と進行政管理 第14条 財政の運営と公表 第15条 行政評価 第16条 行政手続 第17条 市民からの事前提言 第18条 会議公開の原則 第19条 委員の公募 第20条 住民投票 第21条 条例の位置付け 第22条 条例の見直し 附則	前文 第1章 総則 第2章 基本理念 第3章 区民の権利及び義務 第4章 事業者の権利及び義務 第5章 区議会の責務 第6章 区政運営 第7章 執行機関 第8章 参画及び協働 第9章 国及び他の地方公共団体との協力 第10章 条例の位置付け 第11章 委任 附則	前文 第1章 総則 第2章 まちづくりの基本理念 第3章 参加と協働 第4章 情報共有 第5章 まちづくりの基本的役割 第6章 議会の責務 第7章 議会の執行機関の責務 第8章 市民投票 第9章 市民投票の改正 附則	前文 第1章 総則 第2章 まちづくりの基本理念と目標 第3章 市民の権利、役割及び責務 第4章 市民の責務 第5章 議会の役割と責務 第6章 町長及び執行機関の役割と責務 第7章 市民の共有 第8章 情報共有 第9章 市民意見表明制度の実施 第10条 行政評価の委嘱 第11条 参事等の委員 第12条 字書の権限の提供その他の支援 第13条 この条例の位置付け 附則		
2 制定経緯について		懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	
特徴	まちづくり市民会議	自治基本条例に関する区民懇談会	まちづくり基本条例勉強会 ・柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会 (※ここでは後者について記載)	議員発議により策定	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	
策定に要した期間	1年間	約1年間	2年間	約1年半	約2年間	
検討会等名称	市民からの一般公募	市民からの一般公募	市民からの一般公募	まちづくり基本条例をつくる会	まちづくり基本条例をつくる会	
検討会等の発足年月日	平成14年2月22日	平成13年8月	平成14年10月2日	---	平成14年1月20日	
委員数	約100人	15人	10人	---	約30人	
委員内訳 (学識経験者、行政、公募市民等)	・住民からの一般公募	・学識経験者3人(大学教員、ジャーナリスト等)、区民12人(NPO法人代表等)、公募7人(選考公務員、女子大生等)	・学識経験者2人、団体推薦者4人、一般公募4人	・公募委員15人、団体役員15人	・公募委員15人、団体役員15人	

	石川県 羽咋市	東京都 杉並区	新潟県 柏崎市	新潟県 吉川町(現上越市)	兵庫県 伊丹市
会の構成(分科会等)	まちづくり制度部会 ワーキンググループによる検討 ・他の部会との全体会の開催	---		---	3グループに分かれたグループ討議
会の開催状況	▼12回開催(平成14年2月～7月) ・H14.2 まちづくり市民会議(市民約50人)による「第1回羽咋市まちづくり会議」開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討) ・H14.3～7 第1回～第7回 まちづくり制度部会(ワーキンググループ)方式で「まちづくり基本条例の項目(案)」等を検討	▼12回開催(平成13年8月～平成14年8月) ・H14.2 まちづくり市民会議(市民約50人)による「第1回羽咋市まちづくり会議」開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討) ・H14.3～7 第1回～第7回 まちづくり制度部会(ワーキンググループ)方式で「まちづくり基本条例の項目(案)」等を検討	▼7回開催(平成14年10月～平成15年2月) ・H13.2 まちづくり基本条例勉強会の設置 ・H14.5 市民参加のまちづくり基本条例市内設定委員会の設置 ・H14.10～11 条例の公表と意見募集 ・H14.10 市民参加のまちづくり基本条例策定審議会の設置 ・H15 条例施行に向け説明会やセミナーを開催	▼20回開催(平成13年10月～平成15年3月) ・H13.8 北海道こむろ町議員視察 ・H13.9 住民自治に関する調査特別委員会設置 ・H14～制定(財)地方自治総合研究所 理事理事・主任研究員辻山幸直氏による支援(講演や基本設計に関する助言) ・H15.2 2回にわたる住民懇談会を実施 ・H15.3 委員会解散	▼21回開催(平成14年1月～11月) ・H14.1 まちづくり基本条例をつくる会の設置 ・H14.11～H14.11 第1回～第21回会議 ・H14.11 市民報告会の開催 ・H14.12 市長への提言をもって任期終了
シンポジウム、フォーラム等の開催状況		・(仮称)自治基本条例区民フォーラムを3回開催(平成14年6月) ・杉並の自治を考える集いを7回開催(平成15年1～2月)	・(案公表) ・市役所本庁受付及び企画政策課での供覧又は配布 ・市内25のコミュニティセンターでの供覧又は配布 ・市民プラザでの供覧又は配布 ・市広報への掲載(10/20号) ・インターネット	・住民懇談会の開催 ・議会たよりの発行	・市民報告会の開催(平成14年11月)
その他	---	・4つの条例(自治基本条例、地域活動支援条例、まちづくり条例、防災対策基本条例)に関するアンケート実施(平成13年9月) ・「中間のまとめ」についてのインターネット電子掲示板を設置(平成14年5月)	---	---	---

(出所)担当者ヒアリングや各自治体ホームページ等掲載の資料に基づき上越市創造行政研究所作成

資料 2 : 地方自治法・自治基本条例条文比較表

自治体名	地方自治法	1. 自治条例タイプ 北越前市七色町	2. 参加条例タイプ 北越前市	3. マニフェストタイプ 東越前市千代田区
条例名	地方自治法	二七色町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行政改革に関する基本条例
制定年月日	昭和22年4月17日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成14年3月20日
施行年月日	昭和22年5月3日	---	平成13年	平成14年3月20日
構成(目次)	<p>(視点)</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章 通則</p> <p>第二章 住民</p> <p>第三章 条例及び規則</p> <p>第四章 選挙</p> <p>第五章 直接請求</p> <p>第一節 各例の制定及び監査の請求</p> <p>第二節 解散及び解職の請求</p> <p>第六章 議会</p> <p>第一節 組織</p> <p>第二節 権限</p> <p>第三節 招集及び会期</p> <p>第四節 議長及び副議長</p> <p>第五節 委員会</p> <p>第六節 全議</p> <p>第七節 議院の辞職及び資格の決定</p> <p>第八節 議員の紀律</p> <p>第九節 懲罰</p> <p>第十節 議会の事務局長及び事務局長、書記長、書記その他の職員</p> <p>第七章 執行機関</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 普通地方公共団体の長</p> <p>第一款 地位</p> <p>第二款 権限</p> <p>第三款 補助機関</p> <p>第四款 議会との関係</p> <p>第五款 他の執行機関との関係</p> <p>第六款 委員会及び委員</p> <p>第一款 通則</p> <p>第二款 委員会</p> <p>第三款 公安委員会</p> <p>第四款 選挙管理委員会</p> <p>第五款 監査委員</p> <p>第六款 人事委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会</p> <p>第七款 附属機関</p> <p>第八章 給与その他の給付</p> <p>第九章 財務</p> <p>第一節 会計年度及び会計の区分</p> <p>第二節 予算</p> <p>第三節 収入</p> <p>第四節 支出</p> <p>第五節 決算</p> <p>第六節 契約</p> <p>第七節 現金及び有価証券</p> <p>第八節 時効</p> <p>第九節 財産</p> <p>第一款 公有財産</p> <p>第二款 物品</p> <p>第三款 債権</p> <p>第四款 基金</p> <p>第十節 住民による監査請求及び訴訟</p> <p>第十一節 雑則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 市民参加の推進による行政活動への推進(第5条-第10条)</p> <p>第1節 通則(第5条-第10条)</p> <p>第2節 審議会等(第11条-第15条)</p> <p>第3節 ハブリックコメント手続等(第16条-第19条)</p> <p>第4節 公聴会(第20条-第23条)</p> <p>第5節 その他の市民参加手続(第24条-第25条)</p> <p>第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進(第26条-第27条)</p> <p>第4章 市民参加制度調査審議会(第28条-第34条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1条(目的)</p> <p>第2条(基本理念)</p> <p>第3条(区長の責務)</p> <p>第4条(敬重目標)</p> <p>第5条(実施状況の公表)</p> <p>第6条(委任)</p> <p>附則</p>	

自治体名	地方自治法	----	自治条例タイプ	参加条例タイプ	マニフェストタイプ
条例名	<p>第十章 公の施設 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等 第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款 国地方係争処理委員会 第二款 国地方係争処理委員会による審査の手續 第三款 自治紛争処理委員会 第四款 自治紛争処理委員会による調停及び審査の手續 第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与に関する訴え 第三節 普通地方公共団体相互間の協力 第一款 協議会 第二款 機関等の共同設置 第三款 事務の委託 第四款 職員による事務処理の特例 第五節 雑則 第十二章 大都市等に関する特例 第一節 大都市に関する特例 第二節 中核市に関する特例 第三節 特別市に関する特例 第十三章 外部監査契約に基づく監査 第一節 通則 第二節 包括外部監査契約に基づく監査 第三節 個別外部監査契約に基づく監査 第十四章 雑則 第十四章 補則</p>		<p>ニセコ町まちづくり基本条例</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行政財政改革に関する基本条例</p>
	<p>第三編 特別地方公共団体 第一章 特別区 第二章 地方公共団体の組合 第一節 総則 第二節 一部事務組合 第三節 広域連合 第四節 全部事務組合 第五節 役場事務組合 第六節 雑則 第四章 財産区 第五章 地方開発事業団 第一節 総則 第二節 財務 第三節 雑則 第四編 補則 第四編 補則</p>				

自治体名	地方自治法	二セコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)	千代田区行政改革に関する基本条例 (前文)
<p>○前文</p>	<p>---</p>	<p>(原出し無し) ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、住むことが誇りに思えるまちをめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。 わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよごごひを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例 (前文) 平成12年4月、長年の自治権拡充運動の成果として、千代田区は、地方自治法上、基礎的な地方公共団体と位置づけられた。しかし、依然として事務処理機能や課税権などの制約を受ける特別地方公共団体のままである。 一方、時を回し、地方分権推進一括法が施行され、地方公共団体の自主的、自律した行政運営への期待が高まっている。 こうした中で、千代田区は、千代田区第3次基本構想(平成18年10月千代田区議会議決、以下「基本構想」という。)を策定し、千代田市を目指し、新しい自治のあり方を案定することを区政運営の基本方針とし、独自性、独創性ある区政の確立に向け、歩みを進めている。 この基本構想を実現するためには、まず、行政基盤を確立する必要がある。しかし、これまでの努力にもかかわらず、今後の区行政の状況は、財政の硬直化が進み、それに伴い住民福祉の向上に向けた諸施策の展開が困難となること懸念される。 真の地方分権は、千代田区民が自己決定、自己責任を果たし、自主的、自律した行政運営の確立に向け、行政の不断の改革に取り組むことにより、初めて実現されるものである。 ここに、将来にわたる高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくための行政基盤を確立し、千代田に住み、働き、集う全ての人々とともに、真の地方分権の時代を築くこと、基本構想の目指す千代田市を実現するため、千代田区行政改革に関する基本条例を制定する。</p>
<p>○総則</p>	<p>第一編 総則</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則(1~4条) (目的) 第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めるとともに、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かす、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、基本構想の実現に向けて、具体的な教育目標を定め、区政の構造改革と効率的な行政運営の推進を図り、もって区民サービスの向上に寄与することを目的とする。</p>

3 マニフェストタイプ
東京都千代田区

2 参加条例タイプ
北茨城市

1 自治条例タイプ
北七戸町

自治体名	地方自治法	二セコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)	千代田区行政改革に関する基本条例
条例名	----	二セコ町まちづくり基本条例(2~5条) (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。	(基本原則) 第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。 2. 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながらなければならない。	(基本理念) 第2条 区は、だれもが住みたいと思える魅力ある千代田区を創出するために、真に自主的で、自律した区政の実現に向けて、行政基礎の確立を推進するものとする。
運営の基本原則 (※新しい視点)		(情報共有の原則) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 第3章 情報共有の推進(6~9条) (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。 (個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。		

<p>自治体名 ○住民</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例</p>
<p>権利・義務</p>	<p>ニセコ町まちづくり基本条例 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進(10~13条) 第10条 第10条 1 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりに参加についてお互いが平等であることを認識しなければならぬ。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)</p>
<p>権利・義務</p>	<p>第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>
<p>権利・義務</p>	<p>(まちづくりにおける町民の責務)</p> <p>第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p>
<p>権利・義務</p>	<p>第13条 (まちづくりに参加する権利の拡充)</p> <p>わたしたち町民は、まちづくりに参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>
<p>コミュニティ (※新しい視点)</p>	<p>第5章 コミュニティ(14~16条) (コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p>
<p>コミュニティ (※新しい視点)</p>	<p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。</p>
<p>コミュニティ (※新しい視点)</p>	<p>第16条 (町とコミュニティのかかわり)</p> <p>町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非宗教的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>
<p>住民投票</p>	<p>第10章 住民投票制度(36~37条) (住民投票の実施)</p> <p>第36条 町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p>
<p>○直接請求</p>	<p>第5章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求 第二節 解散及び解職の請求</p>

自治体名	地方自治法	自治条例	参加条例	マニフェスト
<p>条例名</p>	<p>---</p>	<p>(町民投票の条例化) 第37条 1 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事業に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例</p>
<p>○議会</p>	<p>第六章 議会 第一節 組織 第二節 権限 第三節 招集及び会期 第四節 議長及び副議長 第五節 委員会 第六節 議案 第七節 議案の議決 第八節 議案の執行 第九節 議案の執行 第十節 議案の執行 第十一節 議案の執行 その他議案の執行</p>	<p>第六節 町の役割と責務(17~24条) 第17条 町長は、町民の信託に応じ、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p>	<p>第二章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進 第1節 通則 (市民参加手続の実施) 第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行うおとすときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。 2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。 (1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容 (2) 市民参加手続を行うことができなかった理由 (3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由</p>	<p>(区長の責務) 第3条 区長は、区の行政改革の推進に関する施策を総合的に遂行する責務を負う。</p>
<p>○執行機関</p>	<p>第七章 執行機関 第一節 通則 第二節 普通地方公共団体の長 第三節 地位 第四節 補助機関 第五節 議会の執行機関との関係 第六節 委員会及び委員 第七節 教育委員会 第八節 公安委員会 第九節 選挙管理委員会 第十節 監査委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会 第十一節 附属機関 第八章 給与その他の給付</p>	<p>第18条 1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(市民参加手続の内容及び時期) 第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。 2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。 3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。 4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。</p>	<p>(数値目標) 第4条 第1条に定める数値目標は、次のとおりとする。 (1) 経常収支比率 85%程度 (2) 人件費比率 25%程度</p>

自治体名 条例名	地方自治法 ---	自治条例タイプ 北茨城 二七セコ町	参加条例タイプ 北茨城 石狩市	マニフェストタイプ 東京都千代田区
<p>二七セコ町まちづくり基本条例 (執行機関の責務) 第19条 1 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりに関する町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>---</p>	<p>(組織) 第20条 町の組織は、町民に分かりやすい機能的なものとあり、同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p>	<p>(提出された意見等の取扱い) 第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなされなければならない。 2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになる場合は、この限りでない。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由</p>	<p>(実施状況の公表) 第5条 区長は、行財政改革の実施状況を年1回以上公表するものとする。</p>
<p>(審議会等への参加) 第21条 町は、審議会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (意見、要望、苦情等への応答義務等) 第22条 1 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p>	<p>(公表の方法等) 第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法による方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。 (1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表 (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表 (3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表 (4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表 2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に對し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。 3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>(審議会等への参加) 第21条 町は、審議会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (意見、要望、苦情等への応答義務等) 第22条 1 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p>	<p>(市民参加手続の予定及び実施状況の公表) 第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p>	<p>(制度の調整) 第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。</p>

<p>二セコ町まちづくり基本条例 第23条 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な取扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称：石狩市民の声を活かす条例) 第2節 審議会等 (審議会等) 第11条 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めることによる。</p>	<p>第24条 (行政手続の法制化) 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。 (1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書 (2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由</p>
<p>第7章 まちづくりの協働過程(25～27条) (計画過程等への参加) 第25条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報</p>	<p>第13条 (会議の公開等) 第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。 3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>第26条 (計画の策定等における原則) 1 総合的かつ計画的に町の仕事をを行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるように不中断の検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進捗管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間</p>	<p>第14条 (諮問事業等の公表) 第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事業の内容を公表するものとする。 2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。 3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。 第15条 (議事録の作成) 第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。 (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数 (2) 会議の議題 (3) 会議での検討に使用した資料等の内容 (4) 会議における発言の内容又は議事の経過 (5) 会議の結論 (6) その他必要な事項</p>

	<p>ニセコ町まちづくり基本条例</p> <p>(計画策定の手続)</p> <p>第27条</p> <p>1 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画の概要</p> <p>(2) 計画策定の日程</p> <p>(3) 予定する町民参加の手法</p> <p>(4) その他必要とされる事項</p> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)</p> <p>第3節 ハブリックコメント手続等 第16条 (ハブリックコメント手続等)</p> <p>第17条 (意見の提出方法等)</p> <p>第18条 (ハブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。)</p> <p>2 ハブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例</p>		
	<p>第12章 条例制定等の手続(42条)</p> <p>第42条 (条例制定等の手続)</p> <p>1 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>第18条 (公表事項)</p> <p>第19条 (公聴会)</p> <p>第20条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第21条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第22条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第23条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第24条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第25条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第26条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第27条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第28条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第29条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第30条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第31条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第32条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第33条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第34条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第35条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第36条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第37条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第38条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第39条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第40条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第41条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第42条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第43条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第44条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第45条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第46条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第47条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第48条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第49条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第50条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第51条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第52条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第53条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第54条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第55条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第56条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第57条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第58条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第59条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第60条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第61条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第62条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第63条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第64条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第65条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第66条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第67条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第68条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第69条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第70条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第71条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第72条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第73条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第74条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第75条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第76条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第77条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第78条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第79条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第80条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第81条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第82条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第83条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第84条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第85条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第86条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第87条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第88条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第89条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第90条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第91条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第92条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第93条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第94条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第95条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第96条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第97条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第98条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第99条 (公聴会開催の公表)</p> <p>第100条 (公聴会開催の公表)</p>	<p>第18条 (公聴会)</p> <p>第19条 (公聴会)</p> <p>第20条 (公聴会)</p> <p>第21条 (公聴会)</p> <p>第22条 (公聴会)</p> <p>第23条 (公聴会)</p> <p>第24条 (公聴会)</p> <p>第25条 (公聴会)</p> <p>第26条 (公聴会)</p> <p>第27条 (公聴会)</p> <p>第28条 (公聴会)</p> <p>第29条 (公聴会)</p> <p>第30条 (公聴会)</p> <p>第31条 (公聴会)</p> <p>第32条 (公聴会)</p> <p>第33条 (公聴会)</p> <p>第34条 (公聴会)</p> <p>第35条 (公聴会)</p> <p>第36条 (公聴会)</p> <p>第37条 (公聴会)</p> <p>第38条 (公聴会)</p> <p>第39条 (公聴会)</p> <p>第40条 (公聴会)</p> <p>第41条 (公聴会)</p> <p>第42条 (公聴会)</p> <p>第43条 (公聴会)</p> <p>第44条 (公聴会)</p> <p>第45条 (公聴会)</p> <p>第46条 (公聴会)</p> <p>第47条 (公聴会)</p> <p>第48条 (公聴会)</p> <p>第49条 (公聴会)</p> <p>第50条 (公聴会)</p> <p>第51条 (公聴会)</p> <p>第52条 (公聴会)</p> <p>第53条 (公聴会)</p> <p>第54条 (公聴会)</p> <p>第55条 (公聴会)</p> <p>第56条 (公聴会)</p> <p>第57条 (公聴会)</p> <p>第58条 (公聴会)</p> <p>第59条 (公聴会)</p> <p>第60条 (公聴会)</p> <p>第61条 (公聴会)</p> <p>第62条 (公聴会)</p> <p>第63条 (公聴会)</p> <p>第64条 (公聴会)</p> <p>第65条 (公聴会)</p> <p>第66条 (公聴会)</p> <p>第67条 (公聴会)</p> <p>第68条 (公聴会)</p> <p>第69条 (公聴会)</p> <p>第70条 (公聴会)</p> <p>第71条 (公聴会)</p> <p>第72条 (公聴会)</p> <p>第73条 (公聴会)</p> <p>第74条 (公聴会)</p> <p>第75条 (公聴会)</p> <p>第76条 (公聴会)</p> <p>第77条 (公聴会)</p> <p>第78条 (公聴会)</p> <p>第79条 (公聴会)</p> <p>第80条 (公聴会)</p> <p>第81条 (公聴会)</p> <p>第82条 (公聴会)</p> <p>第83条 (公聴会)</p> <p>第84条 (公聴会)</p> <p>第85条 (公聴会)</p> <p>第86条 (公聴会)</p> <p>第87条 (公聴会)</p> <p>第88条 (公聴会)</p> <p>第89条 (公聴会)</p> <p>第90条 (公聴会)</p> <p>第91条 (公聴会)</p> <p>第92条 (公聴会)</p> <p>第93条 (公聴会)</p> <p>第94条 (公聴会)</p> <p>第95条 (公聴会)</p> <p>第96条 (公聴会)</p> <p>第97条 (公聴会)</p> <p>第98条 (公聴会)</p> <p>第99条 (公聴会)</p> <p>第100条 (公聴会)</p>	<p>第4節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第5節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第6節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第7節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第8節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第9節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第10節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第11節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第12節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第13節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第14節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第15節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第16節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第17節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第18節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第19節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第20節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第21節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第22節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第23節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第24節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第25節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第26節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第27節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第28節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第29節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第30節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第31節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第32節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第33節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第34節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第35節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第36節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第37節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第38節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第39節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第40節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第41節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第42節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第43節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第44節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第45節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第46節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第47節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第48節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第49節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第50節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第51節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第52節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第53節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第54節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第55節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第56節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第57節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第58節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第59節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第60節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第61節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第62節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第63節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第64節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第65節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第66節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第67節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第68節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第69節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第70節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第71節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第72節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第73節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第74節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第75節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第76節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第77節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第78節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第79節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第80節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第81節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第82節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第83節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第84節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第85節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第86節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第87節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第88節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第89節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第90節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第91節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第92節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第93節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第94節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第95節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第96節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第97節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第98節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第99節 公聴会 (公聴会)</p> <p>第100節 公聴会 (公聴会)</p>	<p>第18条 (公聴会)</p> <p>第19条 (公聴会)</p> <p>第20条 (公聴会)</p> <p>第21条 (公聴会)</p> <p>第22条 (公聴会)</p> <p>第23条 (公聴会)</p> <p>第24条 (公聴会)</p> <p>第25条 (公聴会)</p> <p>第26条 (公聴会)</p> <p>第27条 (公聴会)</p> <p>第28条 (公聴会)</p> <p>第29条 (公聴会)</p> <p>第30条 (公聴会)</p> <p>第31条 (公聴会)</p> <p>第32条 (公聴会)</p> <p>第33条 (公聴会)</p> <p>第34条 (公聴会)</p> <p>第35条 (公聴会)</p> <p>第36条 (公聴会)</p> <p>第37条 (公聴会)</p> <p>第38条 (公聴会)</p> <p>第39条 (公聴会)</p> <p>第40条 (公聴会)</p> <p>第41条 (公聴会)</p> <p>第42条 (公聴会)</p> <p>第43条 (公聴会)</p> <p>第44条 (公聴会)</p> <p>第45条 (公聴会)</p> <p>第46条 (公聴会)</p> <p>第47条 (公聴会)</p> <p>第48条 (公聴会)</p> <p>第49条 (公聴会)</p> <p>第50条 (公聴会)</p> <p>第51条 (公聴会)</p> <p>第52条 (公聴会)</p> <p>第53条 (公聴会)</p> <p>第54条 (公聴会)</p> <p>第55条 (公聴会)</p> <p>第56条 (公聴会)</p> <p>第57条 (公聴会)</p> <p>第58条 (公聴会)</p> <p>第59条 (公聴会)</p> <p>第60条 (公聴会)</p> <p>第61条 (公聴会)</p> <p>第62条 (公聴会)</p> <p>第63条 (公聴会)</p> <p>第64条 (公聴会)</p> <p>第65条 (公聴会)</p> <p>第66条 (公聴会)</p> <p>第67条 (公聴会)</p> <p>第68条 (公聴会)</p> <p>第69条 (公聴会)</p> <p>第70条 (公聴会)</p> <p>第71条 (公聴会)</p> <p>第72条 (公聴会)</p> <p>第73条 (公聴会)</p> <p>第74条 (公聴会)</p> <p>第75条 (公聴会)</p> <p>第76条 (公聴会)</p> <p>第77条 (公聴会)</p> <p>第78条 (公聴会)</p> <p>第79条 (公聴会)</p> <p>第80条 (公聴会)</p> <p>第81条 (公聴会)</p> <p>第82条 (公聴会)</p> <p>第83条 (公聴会)</p> <p>第84条 (公聴会)</p> <p>第85条 (公聴会)</p> <p>第86条 (公聴会)</p> <p>第87条 (公聴会)</p> <p>第88条 (公聴会)</p> <p>第89条 (公聴会)</p> <p>第90条 (公聴会)</p> <p>第91条 (公聴会)</p> <p>第92条 (公聴会)</p> <p>第93条 (公聴会)</p> <p>第94条 (公聴会)</p> <p>第95条 (公聴会)</p> <p>第96条 (公聴会)</p> <p>第97条 (公聴会)</p> <p>第98条 (公聴会)</p> <p>第99条 (公聴会)</p> <p>第100条 (公聴会)</p>

<p>条例名</p>	<p>二セコ町まちづくり基本条例</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例</p>
		<p>(公聴会の運営) 第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。 2. 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。 3. 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。</p> <p>(調書の作成等) 第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。 (1) 公聴会の開催日時及び開催場所 (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数 (3) 対象とした事業の内容 (4) 公聴会で配布された資料等の内容 (5) 公述人の発言内容及び質疑の内容 (6) その他必要な事項 2. 市の機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 その他の市民参加手続 (その他の市民参加手続) 第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。 (その他の市民参加手続実施の公表) 第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。 (1) 対象とする事業の内容 (2) その他の市民参加手続の内容 (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所 (4) 対象とする事業の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項 (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲 (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期 (7) その他必要な事項 2. 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。</p>	

自治体名 条例名	1 自治条例タイプ 北海道ニセコ町	2 参加条例タイプ 北海道札幌市	3 マニフェストタイプ 東京都千代田区
自治体名	ニセコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称、石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に関する基本条例
条例名		第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握) 第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。 (市民が自発的に提出した意見の取扱い) 第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。 第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握) 第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。 (市民が自発的に提出した意見の取扱い) 第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。	
		第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 市内において活動する団体が推薦する者 (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて市長が行う公募に応じたもの (4) 市職員 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。 4 市職員である委員の数は、2人を超えることにはできない。 (任期) 第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることにはできない。	

自治体名	自治条例タイプ	参加条例タイプ	マニフェストタイプ
条例名	ニセコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に関する基本条例
○財務	<p>第九節 財務</p> <p>第一節 会計年度及び会計の区分</p> <p>第二節 予算</p> <p>第三節 収入</p> <p>第四節 支出</p> <p>第五節 決算</p> <p>第六節 契約</p> <p>第七節 現金及び有価証券</p> <p>第八節 時効</p> <p>第九節 財産</p> <p>第一款 公有財産</p> <p>第二款 物品</p> <p>第三款 債権</p> <p>第四款 基金</p> <p>第十節 住民による監査請求及び訴訟</p> <p>第十一節 雑則</p> <p>第十章 公の施設</p> <p>第十三章 外部監査契約に基づく監査</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 包括外部監査契約に基づく監査</p> <p>第三節 個別外部監査契約に基づく監査</p> <p>第四節 雑則</p> <p>第十四章 補則</p>	<p>第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第32条 1 会議は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。 5 会議は、公開する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p>第8章 財政(28～33条) (総則) 第28条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第29条 1 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるように十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第30条 町長の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。</p>

地方自治法

自治体名

決算	(決算) 第31条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。	千代田区行財政改革に関する基本条例
財産	(財産管理) 第32条 1 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。	
雑則 (財政状況の公表等、財政の運営に関する事項等)	(財政状況の公表) 第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。	
	第9章 評価 (34～35条) (評価の実施) 第34条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。	
	(評価方法の検討) 第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。	

地方自治法

自治体名

<p>自治体名 〇団体相互間の関係</p>	<p>広域連携</p>	<p>(普通地方公共団体) 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関係等 第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関係等 第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関係等の手続 第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 第一款 国地方係争処理委員会 第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続 第三款 自治紛争処理委員会 第四款 自治紛争処理委員会による調停及び審査の手続 第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関係に関する訴え 第三節 普通地方公共団体相互間の協力 第一款 協議会 第二款 機関等の共同設置 第三款 事務の委託 第四款 職員への派遣 第四節 条例による事務処理の特例 第五節 雑則 第十二章 大都市等に関する特例 第一節 大都市に関する特例 第二節 中核市に関する特例 第三節 特別市に関する特例</p>	<p>第11章 連携(38~41条) (町外の人々との連携) 第38条 第39条 第40条 第41条 附則</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行政改革に関する基本条例</p>
<p>〇団体相互間の関係</p>	<p>広域連携</p>	<p>(特別地方公共団体) 第三編 特別地方公共団体 第一章 削除 第二章 特別区 第三章 地方公共団体の組合 第一節 総則 第二節 一部事務組合 第三節 広域連合 第四節 全部事務組合 第五節 役場事務組合 第六節 雑則 第四章 財産区 第五章 地方開発事業団 第一節 総則 第二節 組織等 第三節 財務 第四節 雑則 第四編 補則</p>	<p>(広域連携) 第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p>		
<p>〇団体相互間の関係</p>	<p>広域連携</p>	<p>(国際交流及び連携) 第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>			

条例名 (その他)	条例の位置付け (※新しい視点)	二セコ町まちづくり基本条例 (この条例の位置付け) 第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。 第45条 この条例の検討および見直し(第45条) (この条例の検討及び見直し) 1 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)	千代田区行政改革に関する基本条例
条例の位置付け (※新しい視点)	条例の見直し (※新しい視点)	(制度の改善) 第4条 この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものであるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。		
附則		(施行期日) 附則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。	(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。	

<p>条例名</p>	<p>---</p>	<p>ニセコ町まちづくり基本条例</p>	<p>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市民の声を活かす条例)</p>	<p>千代田区行財政改革に関する基本条例 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>
<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税)にあっては、課税要素の額、算定方法及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>	<p>2 市の計画(人事、財政及びほもつばら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>3 公の施設の設計の概要の決定、ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</p> <p>5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p> <p>6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権限により行う意見の表明、ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p> <p>7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があること等と認められる行政活動</p> <p>備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。</p>	<p>2 市の計画(人事、財政及びほもつばら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>3 公の施設の設計の概要の決定、ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</p> <p>5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p> <p>6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権限により行う意見の表明、ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p> <p>7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があること等と認められる行政活動</p> <p>備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。</p>	<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税)にあっては、課税要素の額、算定方法及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>	<p>千代田区行財政改革に関する基本条例 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取り組みの対応関係（その1）

自治基本条例の内容		各市町村における取り組み			
		旧上越市	旧安塚町	旧浦川原村	旧大島村
地域運営の原則	①理念・目的				
	②まちづくりへの参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例※ ・上越市男女共同参画基本条例 ・上越市環境基本条例※ ・上越市人になやましいまちづくり条例※ ・上越市景観条例 ・上越市景観条例(再掲)※ ・上越市市民憲章 ・非核平和友好都市宣言 ・地球環境都市宣言 ・上越市民ごみ憲章 ・上越市民かどりの憲章 ・男女共同参画都市宣言 ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲)※ ・上越市男女共同参画基本条例(再掲)※ ・上越市環境基本条例(再掲)※ ・上越市生活環境の保全等に関する条例 ・謙信公ア카데미条例※ ・上越市人になやましいまちづくり条例(再掲)※ ・上越市食料・農業・農村基本条例 ・上越市景観条例(再掲)※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例 		
	③まちづくりにおける協働の原則・過程				
	④政策の基本原則・方針				
権利・役割・責務	⑤行政(首長)・議会の役割と責務※	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・謙信公ア카데미条例(再掲) ・上越市人になやましいまちづくり条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・謙信公ア카데미条例(再掲) ・上越市人になやましいまちづくり条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲) 	
	⑥市民の権利と責務※	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人になやましいまちづくり条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲) 	
	⑦事業者の権利と責務※	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人になやましいまちづくり条例(再掲) ・上越市食料・農業・農村基本条例(再掲) ・上越市景観条例(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲) 	
	⑧コミュニティとまちのかかわり				
手続保障	⑨市民活動団体への支援とその責務				
	⑩情報公開・共有等	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例※ ・上越市情報公開条例 ・上越市個人情報保護条例 ・上越市行政手続条例 ・オンブズマン条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・安塚町政治倫理の確立のための安塚町長の資産等の公開に関する条例 ・安塚町情報公開条例 ・安塚町個人情報保護条例 ・安塚町行政手続条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・大島村長の資産等の公開に関する条例 ・大島村情報公開条例 ・大島村個人情報保護条例 ・大島村行政手続条例 	
	⑪パブリックコメント等				
	⑫住民投票・市民投票				
その他	⑬財政(情報の公開・共有)	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市財政状況の公表に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・安塚町財政事情の作成及び公表に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦川原村財政事情の作成及び公表に関する条例 	
	⑭行政評価				
	⑮総合計画策定等における市民参加や委員公募				
	⑯自治体外部との連携				

注1) ここでは各市町村の取り組みとして「憲章・宣言・条例」を取り上げた。
 注2) ⑤～⑦(権利・責務に関する規定)は総合的に定められたものではないが、ここでは限定的にそれを規定する条例を提示してある。

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取り組みの対応関係（その2）

自治基本条例の内容	各市町村における取り組み				
	旧牧村	旧柿崎町	旧大潟町	旧頸城村	
地域運営の原則	①理念・目的				
	②まちづくりへの参加の推進		・大潟町活力あるまちづくり推進条例 ・大潟町環境基本条例	・吉川町まちづくり基本条例 ・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町環境基本条例 ・吉川町まちづくり基本条例(再掲)	
	③まちづくりにおける協働の原則・過程				
	④政策の基本原則・方針	・牧村交通安全に関する条例 ・牧村防犯推進に関する条例	・柿崎町民憲章	・大潟町民憲章 ・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町環境基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例
	権利・役割・責務	⑤行政(首長)・議会の役割と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲) ・牧村防犯推進に関する条例(再掲)	・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町環境基本条例(再掲)
		⑥市民の権利と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲) ・牧村防犯推進に関する条例(再掲)	・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)	・吉川町環境基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
		⑦事業者の権利と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲) ・牧村防犯推進に関する条例(再掲)	・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(再掲)	・吉川町環境基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲)
		⑧コミュニティとまちのかかわり			
	手続保障	⑨市民活動団体への支援とその責務			
		⑩情報公開・共有等	・牧村長の資産等公開条例 ・牧村情報公開条例	・柿崎町政治倫理の確立のための柿崎町長の資産等の公開に関する条例 ・柿崎町情報公開条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町長の資産等の公開に関する条例 ・吉川町情報公開条例 ・吉川町個人情報保護条例
⑪パブリックコメント等		・牧村個人情報保護条例	・柿崎町個人情報保護条例	・吉川町個人情報公開条例 ・吉川町個人情報保護条例	
⑫住民投票・市民投票		・牧村行政手続条例	・柿崎町行政手続条例	・吉川町行政手続条例 ・吉川町まちづくり基本条例(再掲)	
その他		⑬財政(情報)の公開・共有)	・牧村「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・柿崎町「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町財政状況の公表に関する条例
		⑭行政評価			
		⑮総合計画策定等における市民参加や委員公募			
その他		⑯自治体外部との連携			
		⑰改正手続・本条例の位置付け			

注1) ここでは各市町村の取り組みとして「憲章・宣言・条例」を取り上げた。
注2) ⑤～⑦(権利・責務に関する規定)は総合的に定められたものではないが、ここでは限定的にそれを規定する条例を提示してある。

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取組みの対応関係（その3）

自治基本条例の内容	各市町村における取組み				
	旧中郷村	旧板倉町	旧清里村	旧三和村	
地域運営の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村環境基本条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉町環境基本条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・清里村民憲章 	<ul style="list-style-type: none"> ・女と男、性別にしなければならない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例 ・三和村環境基本条例 	
①理念・目的					
②まちづくりへの参加の推進					
③まちづくりにおける協働の原則・過程					
④政策の基本原則・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・村民憲章の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉町村民憲章 		<ul style="list-style-type: none"> ・女と男、性別にしなければならない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲) 	
権利・役割・責務	⑤行政(首長)・議会の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村環境基本条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉町環境基本条例(再掲) ・板倉町自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女と男、性別にしなければならない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例 ・みどりの台地の環境を守る条例 ・三和村交通安全条例 	
	⑥市民の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村環境基本条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉町環境基本条例(再掲) ・板倉町自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女と男、性別にしなければならない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の環境を守る条例(再掲) ・三和村交通安全条例(再掲) 	
	⑦事業者の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村環境基本条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉町環境基本条例(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三和村交通安全条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲) ・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の環境を守る条例(再掲) ・三和村交通安全条例(再掲) 	
	⑧コミュニティとまちのかかわり				
	⑨市民活動団体への支援とその責務				
	⑩情報公開・共有等	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村政治倫理の確立のための村長の資産等の公開に関する条例 ・中郷村情報公開条例 ・中郷村個人情報保護条例 ・中郷村行政手続条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理の確立のための板倉町議会議員及び町長等の資産公開に関する条例 ・板倉町情報公開条例 ・板倉町個人情報保護条例 ・板倉町行政手続条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・清里村長の資産等公開条例 ・清里村情報公開条例 ・清里村個人情報保護条例 ・清里村行政手続条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理の確立のための三和村長の資産等の公開に関する条例 ・三和村情報公開条例 ・三和村個人情報保護条例 ・三和村行政手続条例
手続保障	<ul style="list-style-type: none"> ⑪パブリックコメント等 ⑫住民投票・市民投票 ⑬財政(情報)の公開・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村財政状況の公表に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷村「財政事情」の作成及び公表に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・三和村財政状況の公表に関する条例 	
その他	⑭行政評価				
	⑮総合計画策定等における市民参加や委員公募				
⑯自治体外部との連携					
⑰改正手続・本条例の位置付け					

注1) ここでは各市町村の取組みとして「憲章・宣言・条例」を取り上げた。
 注2) ⑤～⑦(権利・責務に関する規定)は総合的に定めたものはないが、ここでは限定的にそれを規定する条例を提示してある。

J・PRU 上越市創造行政研究所

Joetsu city Policy Research Unit

- 【設立】 2000年（平成12年）4月
- 【目的】 上越市創造行政研究所は、本格的な地方分権時代を迎えるなかで自治体が真の自主・自立を果たすため、政策立案能力の向上を目的として設立された上越市の組織内シンクタンクです。行政の現場と連携しながら様々な課題についての調査研究を行い、地域発展へ貢献することを目指して活動しています。
- 【活動】 政策立案に求められる調査研究業務とその研究成果の発信および市民セミナーなどの開催

JPRU04 - 004

新しいまちづくりと自治基本条例
～上越市における自治基本条例の制定に向けた比較研究～

平成 17 年 3 月発行



この報告書についてのお問合せは下記へお寄せください。

上越市創造行政研究所

〒943-0806 新潟県上越市木田新田1-1-10

TEL (025) 524-6101 FAX (025) 524-6105

E-mail: souzou@city.joetsu.lg.jp

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/gyosei/souzou/index.html>